

納め忘れにご注意を！

▼病気療養や失業、収入が大きく減少したなどのやむを得ない事情で、納期限までに納付することができない場合は、お早めに市・税務課へご相談ください。

また、夜間・休日納税相談窓口を定期的に開設していますので、仕事などで市役所の通常開庁時間内に納付や相談ができない場合にぜひご利用ください。

●口座振替が便利

市内の金融機関や市・税務課で口座振替の手続きができます。郵便局で口座振替する場合は、直接郵便局で手続きをお願いします。

「各税目の納期限」「夜間・休日納税相談窓口」

●平成29年度「各税目の納期限」

税目	納 期 限							
市 道 民 税	1 期 6月30日(金)		2 期 8月31日(木)		3 期 10月31日(火)		4 期 12月25日(月)	
固 定 資 産 税	1 期 5月31日(水)		2 期 7月31日(月)		3 期 10月 2 日(月)		4 期 11月30日(木)	
軽 自 動 車 税	全 期 5月31日(水)							
国民健康保険税	1 期 7月31日(月)	2 期 8月31日(木)	3 期 10月2日(月)	4 期 10月31日(火)	5 期 11月30日(木)	6 期 12月25日(月)	7 期 1月31日(水)	8 期 2月28日(水)

※原則、各月の末日が期限です。ただし、12月のみ25日(月)が納期限となります。

※固定資産税には都市計画税が含まれています。

●平成29年度「夜間・休日納税相談窓口」【開設場所：市・税務課（市役所本庁舎2階）】

	【夜間納税相談窓口】 第4木曜日 17:20～20:00	【休日納税相談窓口】 第4日曜日 9:00～17:00		【夜間納税相談窓口】 第4木曜日 17:20～20:00	【休日納税相談窓口】 第4日曜日 9:00～17:00
平成29年			平成30年		
6月	8日、22日	25日	1月	25日	28日
7月	27日	23日	2月	22日	25日
8月	24日	27日	3月	8日、22日	25日
9月	14日、28日	24日	※6月と12月は滞納処分強化月間、9月と3月は納税推進強調月間とそれぞれっており、第2木曜日にも夜間納税相談窓口を開設します。 ※11月は第4木曜日が祝日のため、第5木曜日に夜間納税相談窓口を開設します。		
10月	26日	22日			
11月	30日	26日			
12月	14日、28日	24日			

特集



納税の義務と滞納者への対処

市は、皆さんから納税などの協力をいただきながら、協働による安心・安全なまちづくりを進めています。

問 市・税務課 ☎ 42-1804

市税などは納期限までに納めましょう

▼皆さんが納めている市税などは、行政サービスの貴重な財源として、防災や防犯、都市整備などに使われています。
市税などは、決められた納期限までに自主

納付することが大切です。市では、行政サービスの財源を確保するため、悪質と判断せざるを得ない場合には滞納処分を強化し、毅然とした態度で臨んでいます。

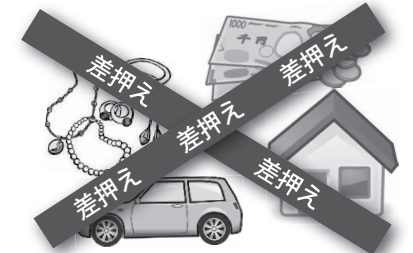
●滞納は許されません

市税などを滞納することは、納期限内に納付している多くの方との公平性を欠くだけでなく、行政サービスを提供するために必要な財源の確保ができなくなり、皆さんの生活に支障をきたすことにも

なります。

市税などは、それぞれ納期限が決められているため、納税通知書に記載された納期限までに納付がない場合には督促状が送付されます。

また、送付後から10日を過ぎても納付がない場合、市



は滞納者に対して財産調査や差押えなどを執行します。

◎滞納者への対処について

・督促状の送付

↓
・納税通知書に記載された納期限までに納付がない場合に督促状を送付します。

・電話や文書による催告

↓
・電話や文書による催告を行い、自主納付を促します。

・財産調査の実施

↓
・納税の意思を示さない場合、給与や年金などの財産調査を開始します。

・差押えの執行

・滞納処分をすることができる財産がある場合、差押えを執行します。

※上記の滞納者への対処は、あくまでも一例です。

●平成28年度「差押え件数」

項 目	件 数
預 貯 金	73 件
給 与	10 件
年 金	6 件
そ の 他	34 件
合 計	123 件

納期限を過ぎてしまうと、延滞金が課せられる場合があります。延滞金だけを滞納している場合でも、差押えの対象となります。